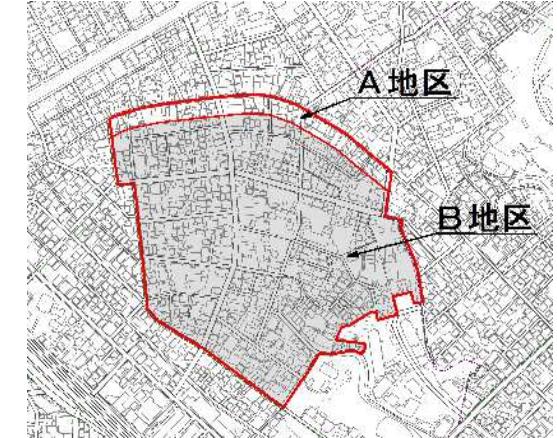


ルール4：建築物等の高さの最高限度

ルールの内容

建築物の高さの最高限度を**20m**

※ただし、ルールが定められた時点で、**当該規定に適合しない建築物**については、その敷地面積が減らない場合、**1回に限り既存の高さを限度として、建て替え可能**



対象：**B地区のみ**

ルールの目的

過度な高さの建物を抑制し、統一感のある街並みを形成するためのものです。

また、日照の確保にもつながります。

※もともと制限がかかっている「高度地区」と同様の内容になります！



ルール4:建築物等の高さの最高限度

既存不適格物件の建替えイメージ

